

# 国民保護法制の概要について

# 武力攻撃事態対処法

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続等基本的事項を定めることにより対処のための態勢を整備

武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する方針、項目、検討体制等を明示

## 自衛隊法の一部改正

防御施設の構築等の措置及び関係法律の適用除外等の特例措置を定め、自衛隊の行動を円滑化

## 安全保障会議設置法の一部改正

議員に総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を追加  
事態対処専門委員会を新設

：平成15年の通常国会で成立した法律  
(いわゆる有事関連3法)

## 平成16年の通常国会で成立した法律

武力攻撃事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下、個別の法制を整備

国民の保護のための  
法制

国民保護法

自衛隊や米軍の行動の  
円滑化に関する法制

米軍行動関連  
措置法  
海上輸送規制  
法  
自衛隊法一部  
改正法

交通及び通信の総合的  
な調整等に関する法制

特定公共施設  
利用法

捕虜の取扱いに関する  
法制

捕虜取扱い法

武力紛争時における非  
人道的行為の処罰に関  
する法制

国際人道法違反  
処罰法

# 武力攻撃事態等における国民の保護の位置付け

## 武力攻撃事態対処法

### 【対処に関する基本理念】

国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合であっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

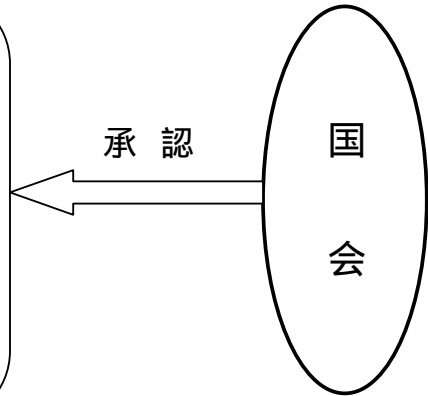
### 【対処基本方針】

#### 手続

- ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
- ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。

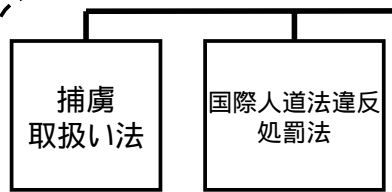
#### 定める事項

- 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- 武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- 対処措置に関する重要事項
  - ・国民の保護に関する措置
  - ・自衛隊の行動
  - ・米軍の行動に関する措置
  - ・その他

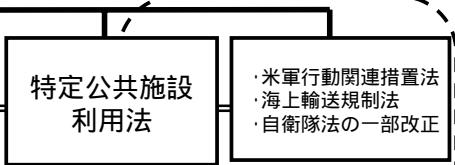


### 対処基本方針に基づいて 対処措置を実施

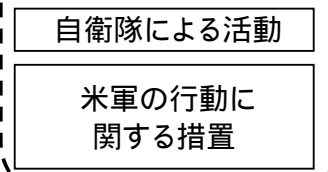
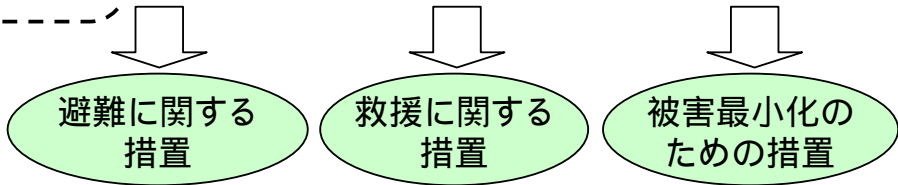
#### 国際人道法の的確な実施



#### 武力攻撃の排除



## 国民保護法



# 国民保護法の基本的な構成

## < 総則 >

- ・ 国、地方公共団体等の責務
- ・ 国民の協力
- ・ 配慮事項
  - ・ 国民に対する正確な情報の提供
  - ・ 基本的人権の尊重等
  - ・ 国民の権利利益の迅速な救済
  - ・ 指定公共機関の自主性の尊重等
- ・ 国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- ・ 国民の保護のための措置の実施体制
- ・ 国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
  - ・ 国の基本指針
  - ・ 国及び地方公共団体の計画
  - ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- ・ 都道府県及び市町村の国民保護協議会
- ・ 訓練

## < 避難に関する措置 >

- ・ 対策本部長による警報の発令
- ・ 対策本部長による避難措置の指示
- ・ 都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・ 都道府県の区域を越える住民の避難
- ・ 市町村等による避難住民の誘導

## < 救援に関する措置 >

- ・ 対策本部長による救援の指示
- ・ 都道府県知事による避難住民等の救援の実施（収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等）
- ・ 収容施設等の確保、物資の収用等
- ・ 医療の確保
- ・ 安否情報の収集等

## < 武力攻撃災害への対処に関する措置 >

- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 生活関連等施設の安全確保
- ・ 原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・ 危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・ 市町村長等の応急措置等（物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等）
- ・ 消防（広域支援等）
- ・ 保健衛生の確保（感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等）
- ・ 被災情報の収集等

## < 国民生活の安定に関する措置 >

- ・ 国民生活の安定（生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等）
- ・ 生活基盤の確保（電気・ガス・水の安定的な供給、運送・通信・郵便等の確保等）
- ・ 施設及び設備の応急の復旧

## < その他 >

- ・ 復旧、備蓄その他の措置
- ・ 財政上の措置等（損失補償、損害補償、費用負担等）
- ・ 緊急処理事態に対処するための措置（責務、国民の協力、基本的人権の尊重等）
- ・ 雑則、罰則、事態対処法の一部改正、附則

# 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

